

京大タテカン訴訟ニュース

第16号 2025年6月6日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第一審が結審、判決へ

2024年10月の2回の証人尋問の後、第一審の最終準備書面が原告と被告・京大法人から提出され、まとめとなる第16回口頭弁論が2025年2月20日に京都地裁101号大法廷で開かれました。京都市からは書面の提出はありませんでした。

原告・京大職組の細見和之委員長が、「タテ看の撤去は組合にたいする存在論的暴力である」とする意見陳述を行いました。「条例を根拠にしてさえ、私たちのタテ看板は撤去されるいわれのないものでした」。「私たちのタテ看板を一方的に撤去することは、京都大学職員組合が京都大学において現に存在し活動していることを、京都大学の構成員や近隣の住民の意識から消し去ろうとすることです」。全文は京大職組ウェブサイトからご覧になれます。

<https://www.kyodai-union.gr.jp/tatekan-25/>

終了後の報告集会は、ハートピア京都とオンラインにて開催されました。傍聴や報告集会にご参加くださいましたみなさまに御礼申し上げます。

村山晃弁護士団長は報告集会において、京大法人は自らの主張する条例上の面積制限を法人自身の掲示物によって突破しており、それを口実に他のあらゆるタテカンを話し合いもなく強制撤去したものであり、そのような行為は許されない、と強調しました。寺本憲治弁護士は、学生時代を過ごした京大の近くを今、通ると、タテカンのない風景に非常に違和感を覚え、この裁判を通じて「当たり前の風景」を取り戻したい、と思いを述べました。

情報開示請求手続

裁判と並行して、京都市から京大法人に対してなされていたはずの行政指導についてその内容の開示を求める情報公開の手続が、京都市と国に対して継続して行われています。

京都市 京都市の行政指導の記録が「黒塗り」にな

っていた問題について、2024年11月13日付で、京都市情報公開・個人情報保護審査会の答申が出され、どの法令が言及されていたのかの部分は開示すべきだされました。これに伴い、2025年1月21日に京都市の文書開示結果が示され、行政指導の初めのほうの回では、景観ではなく、路上に設置されたタテカンの安全性ばかりが問題とされていることが判明しました。路上の安全性は、京大敷地内の柵に括り付けられていた京大職組の掲示ボードとは関係のないことであり、また、最終的には京大敷地内を規制するものと京大法人が述べた京大立看板規程にも関係がなかったこととなります。後のほうの回となる2016年の行政指導で初めて、屋外広告物条例の面積制限に関する「5㎡」や、「公衆に表示される屋外広告物」への言及が出てきました。やはり、当初は学生の活動の規制だけが問題で、行政指導の途中から、屋外広告物条例が引き合いに出されたことがわかります。被告・京大法人は裁判において最終的に、京大立看板規程は「内向け」の規制だとされているので、いずれにしても、「外向け」の掲示に関するものであるはずの行政指導とは全くかみ合いません。



▲ハートピア京都での報告集会・京大職組撮影

京大法人 一方、国立大学法人京都大学に求めている情報開示の「黒塗り」結果に対する不服申立は、国の情報公開・個人情報保護審査会に係属し、2025年3月19日付けで、不開示部分をそのまま良いとする「答申」が出されました。しかし、その結論となった「理由」が付されており、そこに次のような

重要な内容が含まれていました。

「原処分において法人その他団体の名称を不開示とした理由は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためであり、本件行政指導の内容に含まれる立看板の設置に関しては、各種媒体において報道されるなど社会的な注目も高い事案であるところ、このような事案において、図らずも行政指導の中で言及された法人や団体の名称が公にされた場合、当該情報の伝わり方や受け取られ方次第では、これらの法人等が当該行政指導に関与している等の誤解を生みかねず、当該法人等の権利利益に無用な不利益を与えるおそれがある。」「以上のとおり、『法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ』が具体的に生じているといえるため、法人その他団体の名称を含む情報を不開示とした原処分は維持することが適当である。」

一体、「当該法人等」とはどここの団体でしょうか。この部分は、個人情報を開示とする項目ではなく、その次の項目になっていますので、非公開にされているのは学生や学生団体の情報ではないこととなります。そもそも、規制対象そのものである学生団体について「図らずも」と表現されることはありえません。つまり、「図らずも行政指導の中で言及された法人や団体」というのは、京大と直接関係のない団体であることとなります。しかも、全文が「黒塗り」になっているということは、名称だけを黒塗りにすればすむような形の言及ではなかったことを示しています。「これらの法人等が当該行政指導に関与している等の誤解を生みかねず」というのは、まさに、外部の団体が、実際に行政指導に影響を与えたことが疑われるような関与をしたとしか解されません。

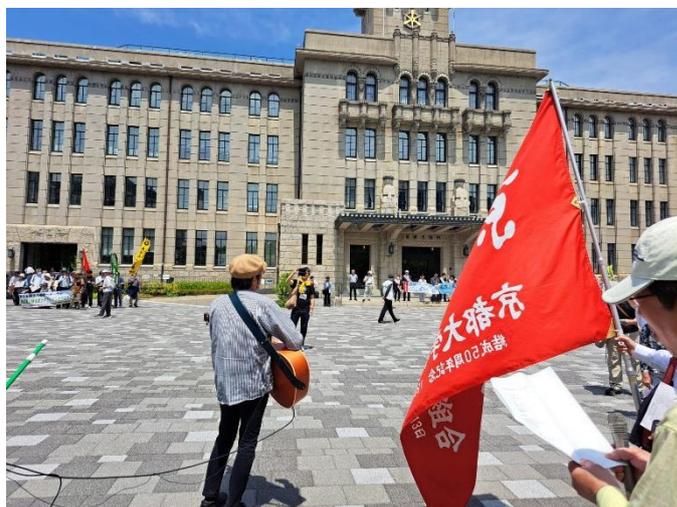
タテカン規制の当事者ではない外部団体が行政指導の中で言及され、それが黒塗りになっているということは、看過できない事態です。京都市が裁判において全く何の主張もせず、ひたすら事実を覆い隠そうとしていることとの関連性もわかります。民主主義の根幹を害する「黒塗り」に対して、引き続き可能な措置を講じていくべきだと考えられます。

今後の予定

第一審の判決言渡は、2025年6月26日13時10分から、京都地裁101号法廷にて行われることになりました。これまでよりも傍聴希望者が増えた場合、

抽せんとなるかもしれませんので、事前のお知らせにご注意くださいますようお願いいたします（報道関係者が通常よりも増える見込みです）。当日の裁判終了後は、オンラインと対面での報告集会を予定しております。報告集会へのご参加を希望される方は、京大職組ウェブサイトから事前にお申し込みくださいますと幸いです。

<https://forms.gle/P9veaiFicuFgWJND6>



▲ 2025年5月1日のメーデー行進でオリジナル曲「京大からタテカンが消える日」を歌う細見委員長・京大職組撮影

判決の内容がどのようなものになるかは、前例もないことから予測の難しいところがあります。また、学生団体や、学術的催しを告知する教員個人などはこの裁判の当事者になっていませんので、判決が学生や教職員個人のタテカンにどのような影響を与えることとなるのかにも、さまざまな可能性が考えられるところです。原告の京大職組について全面勝訴・全面敗訴の可能性もそれぞれあるものの、不当労働行為と、表現の自由の侵害のうち、一部のみを認める判決となるかもしれません。いずれにしても、基本的人権が守られるよう、行動を続けて参ります。

なお、上の写真で細見委員長が歌っている「京大からタテカンが消える日」は、京大職組メンバーから成るバンド「ティーアガルテン」で演奏されています。動画も公表されていますので、ご関心がありましたらぜひご視聴ください。

今後とも、みなさまのご注目と応援を賜りたく、どうぞよろしくお願ひします。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト
代表・副委員長 高山佳奈子)